自動配送ロボット社会実装推進事業委託業務における

共同事業体協定書

（目的）

第１条　当共同事業体は、自動配送ロボット社会実装推進事業委託業務（以下、「委託業務」という。）における事業提案を共同して作成し、応募するとともに、委託業務の候補者に選定された後は契約の締結に向けて、また、契約締結後は共同連帯して委託業務を遂行することを目的とする。

（名称）

第２条　当共同事業体は、◎◎◎◎◎共同事業体（以下「当事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当事業体は、事務所を〇〇市○○区○○丁目○番○号○○内に置く。

（設立の時期および解散の時期）

第４条　当事業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、委託業務の契約履行後３ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

２　委託業務を受託することができなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、愛知県が委託業務にかかる委託契約を他者と締結した日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当事業体の構成員は、次のとおりとする。

　　○○市○○区○○丁目○番○号　　　○○

○○市○○区○○丁目○番○号　　　××

○○市○○区○○丁目○番○号　　　△△

（代表者）

第６条　当事業体は、○○を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当事業体の代表者は、第１条の目的を遂行するため、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、愛知県等との協議並びに委託金（概算払を含む。）の請求、受領、経理事務及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　甲は、前項の規定に基づき協議を行った事項を乙（及び丙）に対し、定期的に報告するものとする。

（運営委員会）

第８条　当事業体は、その意思決定機関として、運営委員会を設けるものとする。

２　運営委員会は、各構成員から選出する委員で組織する。

３　運営委員会は、第１条の目的を遂行するため、基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務を遂行するものとする。

（構成員の責任）

第９条　各構成員は、委託業務の契約履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第10条　各構成員は、この協定書に基づく権利義務を他人に譲渡することはできない。ただし、信用保証協会及び中小事業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

（構成員の必要経費の分配）

第11条　各構成員は、委託業務を遂行するにあたり、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第12条　委託業務推進時において発生する共通の経費等については、必要の都度、運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員相互の責任の分担）

第13条　各構成員がその分担事業に関し、愛知県及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　各構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　第３項の規定は、いかなる意味においても第９条に規定する連帯責任を免れるものではない。

（構成員の脱退に対する措置）

第14条　各構成員は、協定が継続する期間は脱退することはできない。ただし、各構成員が他の構成員全員の承認を受けた上、愛知県の承認を得た場合は、この限りでない。

２　構成員のうち、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を遂行するものとする。

３　前項の場合においては、前条第２項及び第３項の規定を準用するものとする。

（構成員の除名）

第15条　当事業体は、構成員のうちいずれかた重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び愛知県の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の場合により構成員が除名された場合においては、前条第２項及び第３項の規定を準用するものとする。

（構成員の破産又は解散に対する措置）

第16条　構成員のうちいずれかが本事業途中において、破産又は解散した場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（代表者の変更）

第17条　代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び愛知県の承認を得て残存構成員の中から新たな代表者を選定できるものとする。

（解散後のかし担保責任）

第18条　当事業体が解散した後においても、当事業体につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○外○者は、上記のとおり自動配送ロボット社会実装推進事業委託業務における共同事業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　代表者

甲（所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　その他構成員

乙（所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　印

丙（所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　印